

○宮崎大学学び・学生支援機構紀要刊行規程

〔 令和5年5月26日 〕
制 定

改正 令和5年9月4日 令和6年3月14日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学学び・学生支援機構（以下「機構」という。）の学術刊行物である宮崎大学教学マネジメント研究（以下「教学マネジメント研究」という。）の投稿及び編集・刊行に関して、必要な事項を定めるものとする。

(収録内容)

第2条 教学マネジメント研究は、大学の教学マネジメントに関連する研究論文、教育実践報告及び調査報告で構成する。

(投稿資格)

第3条 研究論文の投稿者は、原則として機構に所属する教職員、教育実践報告及び調査報告の投稿者は、原則として本学教職員とする。ただし、共著者にそれ以外の者を含むことを妨げない。また、機構が学外の執筆者に執筆を依頼する原稿についてはこの限りではない。

(委員会)

第4条 教学マネジメント研究の編集・刊行等に関わる運營業務を行うため宮崎大学教学マネジメント研究編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。

2 編集委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育企画部門専任教員 2人
- (2) 教育企画部門を除く部門の教員 1人
- (3) FDアドバイザーボード構成員 2人
- (4) その他編集委員会が必要と認めた者

(任期)

第5条 前条第2項の第2号及び第3号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第4条第2項第1号から第3号までの委員の中から学び・学生支援機構長が指名し、副委員長は委員長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(刊行)

第7条 編集委員会は、原則として年1回、教職員から第3条に掲げる研究論文等を募集し、教学マネジメント研究を刊行する。募集期日は、9月末とする。

2 原稿の書式等は編集委員会が別に定める「宮崎大学教学マネジメント研究執筆要領」によるものとする。

3 刊行費は機構共通費とする。

(著作権の帰属等)

第8条 教学マネジメント研究に掲載された投稿物の著作権は、機構に帰属するものとし、掲載論文を他の刊行物等に転載する場合は、機構の許可を得ることとする。ただし、著者が掲載論文を利用する限りにおいては機構の許可を必要としないものとする。

2 機構は掲載論文を「宮崎大学学術情報リポジトリ」に登録できるものとする。

(事務)

第9条 編集委員会の事務は、機構事務部教育企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、令和5年5月26日から施行する。

2 この規程施行後、最初に選出される第4条2号及び3号の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和5年9月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。